

令 和 元 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 6 回定例会 9月6日 開 会
9月19日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和元年9月6日（金曜日）

第6回南三陸町議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年第6回南三陸町議会定例会会議録第1号

令和元年第9月6日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	清隆君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	三浦	勝美君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
復興推進課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
総合支所長	佐久間	三津也君
南三陸病院事務長	佐藤	和則君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵	武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	三浦	浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第1号

令和元年9月6日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。

ご苦労さまでございます。

本日から令和元年第6回の定例会になるわけであります。

本定例会は、ご存じのとおり、9月の決算議会でもありますので、皆さん方の活発なご発言を期待いたします。

本会議開会前に、当局より人事異動に伴い議場出席課長等の異動があり、議会に紹介したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

令和元年7月10日付の人事異動によりまして、議会出席管理職に変更がございましたのでご紹介をさせていただきます。

震災復興企画調整監桑原俊介でございます。前職は財務省主計局地方財政係長でございます。よろしくお願ひいたします。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 桑原といいます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、

これより令和元年第6回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番倉橋誠司君、3番佐藤雄一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から9月19日までの14日間とし、うち休会を9月7日、8日、14日、15日及び16日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、隨時監査報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、倉橋誠司君、千葉伸孝君、佐藤正明君、今野雄紀君、後藤伸太郎君、及川幸子君、以上6名により通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、4ページをお開き願いたいと思います。

朗読いたします。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

総務常任委員長 後藤伸太郎。

令和元年第5回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記載内容については以下のとおりでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

調査期日、調査場所につきましては記載のとおりでございます。

調査事件といたしましては、人口減少対策について。

目的といたしましては記載のとおりでございます。

調査事項は、人口減少対策について。それから、人口減少対策事業における宮城県とのかかわりについてという部分を聞き取り調査いたしました。

調査概要といたしましては、これまで総務常任委員会では継続調査という形で少し長い期間、人口減少対策についての調査・検討を行ってまいりました。どこにどのように働きかけるべきか協議するとともに、今回聞き取り調査を行ったものでございます。先進地視察等を行いまして、県が主導して対策を講じることが大変重要であろうという結論に至った部分でございます。

お手元の資料をめくっていただきまして、5ページ、結びの部分を朗読させていただきます。

日本全体の人口が減少している中で、南三陸町単独での取り組みによってその流れに歯どめをかけることは容易ではなく、だからといって、ただ手をこまねいているわけにはいかない状況である。

この課題について継続的に調査を重ねた結果、当委員会では、より広域的な取り組みが不可欠であるという結論に至った。人を呼び込む新しい流れをつくるためには、近隣の市町村との連携のみならず、東北一の大都市仙台を含めた宮城県全体で危機感を共有し、県が先頭に立って事業を推進していく体制を構築する必要があると考える。

高知県では、自治体が貸し主となり、空き家を改修して移住者に貸し出す中間管理住宅の整備事業が実施されているが、県のかさ上げ補助が手厚いために町の財政負担は小さく、非常に大きな成果を上げている。

また、愛媛県では、結婚活動支援に県を挙げて取り組むことで、婚活イベントやお見合い事業を継続的に、さまざまな趣向を凝らしながら展開し、高い成婚率の実績を上げている。

これらの先進事例から学べることは、町の努力はもちろん必要だが、それをバックアップする県の姿勢が事業の進展に対して大きく影響するということである。移住・定住者を受け入れるための住まいの確保、未婚化・晩婚化の解消という課題は南三陸町特有のものではない。被災した沿岸市町、さらには被災の少ない他の市町村においても同様の課題を抱えているところが多い。高知県や愛媛県でも見てとれるように、市町村の集合体である県が危機感を持ち、バックアップにとどまらず、率先して事業を推進する形が望まれる。

町に対しての提言はこれまでこの場で行ってきたが、県に対してもこれまでの調査の内容

を踏まえ、行政とともに課題解決に立ち向かう立場の議会として意見書の提出という形での提言を行い、町が取り組む人口減少対策の後押しになればと考えている。

町としても、人口減少対策をさらに発展させるために、これまでの取り組みを検証し、独自性のある効果的な事業が行えるよう検討を重ねるとともに、今まで以上に県や近隣自治体との連携を密にし、継続性のある取り組みを展開することを提言し、結びとする。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） 6ページをお開き願います。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

産業建設常任委員長 村岡賢一。

令和元年第5回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査結果は記載のとおりです。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） それでは、令和元年第5回定例会で議決されました、閉会中の所管事務調査を行った結果を報告いたします。

1番目の調査期日、2番目、調査場所については記載のとおりでございます。

3番目、調査事件につきましては、観光振興について。

4番目、調査目的といたしまして、交流人口の拡大でございます。

5番目の調査事項につきましては、ラムサール条約登録湿地の利活用についてでございます。

6番目の調査概要につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。

7、結びについてご説明を申し上げます。

ASC認証、FSC認証の取得に加え、ラムサール条約湿地登録が実現され、当町での国際

的なブランド化の素地は整いつつあります。また、三陸沿岸道路の延伸により当町へのアクセスは改善され、外国人旅行者も増加傾向にある。

ラムサール条約登録湿地の生かし方については、研究員を中心に新たな商品や体験プログラムがブランド化され、当町を訪れる交流人口の拡大が実現されるよう望むものである。

さらに、国指定天然記念物である歌津魚竜の生かし方については、前回の調査報告にもあつたにっぽん恐竜協議会への参加を強く求め、学識者とのかかわりを積極的に行い、知見のレベルアップを図りながら魚竜の価値を再認識すべきである。

これからは、担当課だけでなく、関係する他の部署や団体にも範囲を広げ、多くの議論を行い、大きな志と希望を持って世界に向かって情報発信をすることが交流人口の拡大に有益になるものと考え、結びといたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） それでは、8ページをお開き願います。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

民生教育常任委員長 高橋兼次。

令和元年第5回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査結果につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

民生教育常任委員会でございます。調査の結果をご報告したいと思います。

1の調査の期日から6の概要までについては記載のとおりでありますが、今回は調査が終了しておりますので、結びをつけております。

結びの内容については、当委員会全委員の医療環境整備への強い思いと町民の願いが一致したものであり、調査結果の全てでございます。

当町を初めとする自治体病院が抱える諸問題に加え、人口の減少が予想を超えるスピードで進んでおり、将来的な病院運営を脅かすことが懸念されている状況にあります。町民から信頼される、そして安心して受診できる町民のための病院を一日も早く構築するべきであります。

このことが、これまで多大なご支援をいただいた内外の数多くの皆様の思いに報いるものであることを加えて調査報告といたしますので、読解の上よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） 11ページをごらんください。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会運営委員長 星 喜美男。

令和元年第5回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査結果につきましては記載のとおりです。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 令和元年第6回定例会の議会運営について調査を行ったものであります。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し伺いたいことがあれば許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会より、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） 12ページをごらん願います。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会広報特別委員長 後藤伸太郎。

令和元年第5回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査結果につきましては記載のとおりです。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議会広報特別委員会でございます。

議会広報の発行並びに、前回から始めておりますけれども、議会だよりのお知らせ版をホームページ上に掲載をしております。

また、7月には町村議会広報クリニックということで、全国から議会広報の先進事例等を集めて紹介するという研修に委員全員で参加してまいりまして、議会広報のさらなるレベルアップに努力しているところでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 報告並びに説明に対し疑義があれば、質疑を許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） 13ページをごらん願います。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内昇一。

令和元年第5回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査結果につきましては記載のとおりです。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の説明を求めます。山内昇一君。

○15番（山内昇一君） 2つの、女川原子力発電所の現状と、それから八幡川河川堤防工事のサケ越上に対する影響についても調査いたしました。

その中で、①の女川原子力のほうを報告します。

国の原子力対策指針では、事態の進捗に合わせて避難を定めておりますが、原発の5キロ圏内、石巻、女川はPAZの自治体であります。そのほかに、我が町、本町では30キロ圏内ということで、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、本町ですね、2市3町のUPZで、屋内の避難、さらに空間線量が500マイクロシーベルト以上ですと非難することになっております。

それで、女川原発の観察では、3号機まであるわけですが、1号機、2号機、3号機とも震災時に停止しております。その中で、1号機につきましては廃炉を決定しております。2号機、3号機も検査中でございますが、これは再稼働に向けてただいま審査という経過になっております。

特に、地球の温暖化あるいはCO₂の削減といった問題、それから、我が国の乏しい、8%ほどのエネルギー自給率といった点から、今後ミックス電源といいますか、そういったことが重要視されているとの調査結果でした。

しかし、今後も安全対策を重視して、生活に欠かせないインフラであるので、事業の進捗を注視したいと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会より、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） それでは、14ページをごらん願います。

令和元年9月5日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会活性化特別委員長 星 喜美男。

令和元年第5回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

調査結果につきましては記載のとおりです。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明を求めます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 通年会期制について涌谷町で午前中は調査をいたしました。戻りまして、午後は議員定数について調査を行っております。これからどのようにして定数を決定していくのかということで検討いたしました。

その結果、個々の委員がそれぞれ住民であったり支持者の皆さんとの声を聞いて、次回の委員会において、その声をもとに判断した定数と根拠を述べていただきまして決定をしていくということで確認をいたしております。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長の説明に対し伺いたいことがあれば許可いたします。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で議会活性化特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和元年第6回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。

第5回定例会以降における行政活動の主なものについてご報告を申し上げさせていただきます。

初めに、山形県庄内町様からの義援金についてご報告を申し上げます。

本町の友好町であります山形県庄内町様からは、東日本大震災の発災以降、物心両面にわたるご支援を賜り、被災者の生活再建、復興事業の推進に多大なお力添えをいただいているところであります。

ご承知のとおり、庄内町様からは、計10回にわたり5,500万円を超えるご支援を頂戴いたしておりましたが、去る6月21日、原田町長が来町され、新たに1,160万円の義援金を贈呈いただきました。

合併前の旧歌津町と旧立川町の盟約締結から間もなく20年を迎える両町の友好は、東日本大震災により一層強まり、また、深いものとなりました。

改めて、庄内町の皆様お一人お一人のお心遣いに対し、深く感謝を申し上げさせていただきます。

次に、復興大臣による復興状況等の視察についてご報告を申し上げます。

去る8月6日、渡辺復興大臣が本町を訪れ、高齢者生活支援施設結の里並びに南三陸町生涯学習センターにおいて復興状況等を視察されました。

結の里では、南三陸町社会福祉協議会の職員から当該施設が果たす役割や活用方法等について説明を受け、その後、デイサービスセンターを視察されました。

また、生涯学習センターにおいては、私から施設の概要等について説明するとともに、折しも視察の前日に、政権与党による東日本大震災復興加速化のための第8次提言が公表されましたので、復興・創生期間内の復興完遂に向け、これまで以上のご支援を賜るようお願いを申し上げたところであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時25分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

その2の1ページ……。

○議長（三浦清人君） その2。

○9番（今野雄紀君） 参考資料、2冊のうち1。

○議長（三浦清人君） その1ね、はい。

○9番（今野雄紀君） 済みません。

志津川小学校のLED化について伺いたいと思います。

今後、あと学校で残っている部分のLED化はあるのかどうか。

あともう一点は、再度確認なんですかけれども、LED化することによって従来の蛍光灯よりも電気代はどれぐらい志津川小学校だと減るのかどうか。もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） LED化ということで、小学校、今回11教室のほうの電気をLED化しました。あと学校関係でまだLED化されていないところがありますので、計画的

に次年度以降いろいろ進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、LED化することによっての効果ということなんですが、確かに、省エネの関係で電気代が安くはなるのと、あと二酸化炭素の排出量が少なくなるということが大きな魅力。今ちょっと詳しい、料金的な部分についてはちょっと手元に資料がないので、後ほどまたご報告させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長より説明あったんですけども、小学校、教室だけなのか、ほかの部分の実習室とかそういったところは今後ならないのか。

あともう一点、今後進めていくということなんですが、現在の段階で、進捗率といふんですか、何ていうんですか、取り組んでいない部分か取り組んでいる部分、どちらでもいいんですけども、半分ぐらいまで終わったとか、どれぐらい進んでいるのか。大体でよろしいですので、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 進捗状況ということなんですが、なかなか財源そのものはみやぎ環境税の財源を割り当てているものですから、LED化を集中してやっているというわけではなくて、太陽光の整備もあわせて優先順位を決めながらやっておられるということで、具体的に今どれくらい進んでいるかということに関しては、ちょっと詳細はわかりかねるんですが、ほぼ学校関係は新築とかする際は新しいLED化にしていまして、古い学校関係がまだ改善されていないというようなことで、この辺は次年度以降、先ほどお話ししたとおり、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 13番です。

行政報告の中での工事関係等の入札について、私も知識が浅いもんですから、これを兼ねて1点お伺いをいたします。といいますのは、この入札に当たっては公正な入札の調査委員会というのがあります。その委員長は副町長、そして副委員長は総務課長、ほか各担当課長で構成されていることはこの議場でも入札関係で何度か耳にしております。

しかしながら、私この入札等に関しましては非常に認識が不足しております、といいますのは、実は過日、一般町民方から、この入札の停止に係る件についてお伺いがございました。即答はできませんでしたのでこうして伺うわけですが、公正なもとに業者の中から入札が決定をしたというこの流れはわかるんですが、本日の朝刊に登米市の贈収賄事件等が掲載され

ておりました。私も目通しをしましたが、その業者名も出ておりましたが、私どもの町にも入札の業者として参加をしておりました。

過日、事細かくではございますが、この入札停止について、業者の停止について確認をさせていただきました。そこでその町民の方のお話では、入札の停止に伴いまして、県では2年間の停止、24カ月です。また、町ではその業者に係る停止期間を2カ月でしたか、信憑性、その点を副町長からお伺いしますが、余りにも停止期間が短過ぎて、町の信頼が回復できるのかという、案する点という、憤りではなく町を思ってのそういうお話をございました。

入札に当たりましては、その執行には、私も専門的な知識はもちろん今も言ったようにございませんで、公告というものが掲示されます。その中には、確認をすればその停止に係る業者はもちろん入札の対象にはならないと。そういうお話をございまして、手順といいますか、副町長、町長からもお伺いしたいんですが、あと2回目ですが、その内容を、流れをわかりやすくお知らせをしていただければというふうに思ってのお伺いでございます。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 指名停止の経緯等についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

実際、入札に参加する場合には、町に指名願を提出しなければなりません。指名願を提出している業者について、例えば、国の工事あるいは県の工事、ほかの市町村の工事で指名停止の通知があったというようなことは公告されます。うちの担当課でそれを確認をいたしまして、うちのほうの指名停止についてどのようにしましょうかというようなことで、そこで指名停止についての議論をするというようなことでございます。

当該といいますか、多分その件、最近公告したのもございますので、それを申し上げますと、県のほうの指名停止の要綱というようなのがございます。指名停止の要綱に基づきまして、県で、例えば、県の場合は若干町の指名停止より長くなっているんです。うちのほうの場合の指名停止の要領を見ますと、町ですと1カ月以上9カ月以内と、うちのほうの指名停止の要綱です。県のほうの指名停止の要領を見ますと、12カ月以上36カ月以内というふうになっておりますので、もともと県のほうが町の指名停止の期間よりは約3倍ぐらいとっているというふうなことになります。

ですから、それに基づいて、町のほうは指名停止期間をどの程度にするかというようなことを委員会の中で議論をするというふうなことになります。ですから、例えば、36カ月というふうなことで県が停止を決定したとします。これは一番の最長です。ですから、町のその中

の議論の場合は、1カ月から9カ月の範囲内でどの期間にしましょうかというふうなことになりますと、県がマックスなもんですから町もマックスにいたしましょうというような、そういう議論になるのが通例でございます。ですから、その場合は町も9カ月というふうなことになります。最近の指名停止の、その都度いつもあるものですから、その一つ一つの案件にはわかりませんが、最近あった例を見ますと、たしか県が12カ月、いわゆる36カ月の3分の1の期間を指名停止にしたというような案件がございましたので、その場合には、本町においても9カ月の3分の1が妥当ではないかということで3カ月の指名停止にしたというような、そういう案件がございました。

ですから、基本的には県、国あるいはほかの市町村それぞれの指名停止要領がございますので、指名停止の要領に基づいて妥当な指名停止期間を決定するということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） ある面、再確認じゃないが、その教えはいただいておりまして、指名期間の日数等の取り決め方も、副町長が言われるように、お答えするような妥当なことであるかと思います。

しかしながら、恥ずべきかな、私事ですが、やはり、何ていうんでしょう、町民方がおっしゃったように、2カ月で果たして、漠然としているかもしれません、指名期間というものが妥当であるかどうかという疑念といいますか、町を思ってですよ、やっぱりそのように思い考えるのが当然ではなかろうかなと思うわけであります、このような入札の指名停止に係る件をお伺いし、お答えをいただきましたが、公告という形で掲示されますが、入札の執行に当たっては。その反面、これも認識不足かもしれません、指名停止の期間に当たる対象の業者は公告されないのかと。これは個人情報の守秘義務に当たるのかという、単純に思ははかったところでもありました。

それと伴いまして、町民方も町のそういう工事等に係っては、町民もその対象になる一人であります。一人一人であります。その町民への周知といいますのは、私今回驚きましたのは、お一方であります。まだ町民方でも入札等の知識の深い方が、興味といいますか、関心お持ちになつていろいろと情報を収集しているかと思いました。そのように私感じました。

というところで、町民への周知等も、入札の指名の停止とは漠然とわかるかもしれません、指名の停止に至るまでの認識といいますか、情報の開示といるのはどんなものか、何ともここでは言えませんが、そのような周知等も必要ではなかろうかなという思いでお伺いをしま

した。

1回目の質問では、私もお話ししましたように、町民同様であります。憤慨とかそういうんではなくて、信頼というものを2カ月もしくは町で県に倣いまして、県はマックス36カ月、今回は2年でした。何かそういう確認もしていますけれども、それに伴っての基準にした期間を設けているようですが、何度も言うようですが、町と業者間の信頼というものがはかれるものかどうか、そういう点がありまして、今回この入札に当たってのお伺いをさせていただきました。町の町民も知る権利のある一人であります、一人一人であります。そういう点を踏まえまして、もう一度お答えをしていただきますが、町長、どうでしょう。このような思いというものは町の町民にもあるということを一応代弁をしてお伺いをしましたが、お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） いわゆる公告というような形で、要は、玄関のところにいわゆる公告の通知をするというようなことがその際の我々の手続になるわけですが、例えば、国であれば官報に掲載をするというようなことがいわゆる周知の方法になります。ある意味、これは指名停止を受けた業者についてはペナルティーというようなことになりますので、ペナルティーの部分について積極的に町が出るかどうかというようなことだとは思います。ただ、今の手続上の形は、公告で足りるというようなことになっておりますので、公告をして周知をするというようないわゆる手続を町が踏んでいるというようなことでございます。

ペナルティーを積極的に、例えば、別な形でまた発信をするのかというようなことについては少々疑問もございますので、その点については考慮させていただきたいと思いますが、公告によって、いわゆる外にこういう形で町は通知をするというようなことでございますので、もちろん、当該の指名停止になった業者については、町のほうから直接指名停止の通知文が発送されております。ですから、その方々は指名停止になったというようなことは十分認識しておりますし、その間はペナルティー期間でございますので、いわゆるみそぎの期間というような形で多分営業活動等も自粛されるとは思いますが、手続等の指名停止の要領についてはもう一度うちのほうでも確認をして、他市町がどういう形をとっているのか、その辺をもう一度検討させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、当町においては指名委員会は副町長が責任者というふうにやっておりまして、私は全くこの問題についてはかかわってございませんが、基本的に

は、大きくくりで言えば、他町でいろんな贈収賄等含めて問題が起きているということでございますので、ここは十二分に襟を正しながらということについては我々もしっかりとやつていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前者に続いて、私のとこにも町民の方からこういった問題が今発生しているということで、町のほうから聞いてくれというような話がありました。今副町長が説明された内容が全てだとは思いますが、とりあえず、それに補足して何件か聞きたいと思います。

この当該業者は、年商500億、そして全国で水道事業関係の仕事をやっている会社とお聞きしました。そして指名停止3カ月。3カ月というのはいつからいつまでで、南三陸町においては何件の仕事を請け負っているのか。その辺、初めにお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、おっしゃっている事業の特定というところが必要になるんですけれども。

○議長（三浦清人君） マイクで。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の案件を特定しないと明確には申し上げかねるんですけれども、最近、先ほど副町長が申し上げた事例についてということでお答えすれば、期間は令和元年6月25日、いわゆる審査を行ったその日、決定したその日からスタートして3カ月間ということで、6月25日から9月24日までの期間という設定でございます。（「実績」「これもまた特定が難しいんだけれども」の声あり）

済みません。実績のご質問もございました。ご質問といいますか、副町長がお答えさせていただいた事業でお答えすれば、実績としては平成27年度、それから平成30年度。平成27年度に1件、平成30年度に3件の事業を発注してございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ちょっと私が懸念しているのは、この指名停止期間、6月25日、ことしどうしたことなんですが、9月24日までですかね。そうなったときに、この大手の企業だと思いますけれども、これとJVを組んで今工事が進められていると思いますが、その工事に関しては、この大手の企業が指名停止ということはその工事がストップしているのかなと。そして、工事の進捗におくれを生じさせているのかなとは思いますが、9月24日なので、もうそろそろ指名期間が解けるわけですが、また再度の入札でもって業者を決定するというよう

な内容だと思いますけれども、副町長がみそぎと言いましたが、3ヵ月間のみそぎが終わつて、JVを組んでいるこの企業そのまんま入っても、別にみそぎを終えているから私もいいような気がしますが、町のほうでの考え方としてはその辺はいかがでしょうか。

あと、水道事業所、町内です、水道事業所に関する周知ということなんですが、公告で町のほうはそれで終わりという。そして、ここ二、三日なんですけれども、地元の水道事業所に聞いてみたら、そういったことわかんないと。もう2社に聞いたんですが、こういったことはわからないというような話をしていました。多分地元のちっちゃい水道事業所ではかかわらない仕事内容だと思います。しかしながら、水道をわかる町内の建設業の方にも聞いたんですが、工事現場もあそことあそこじゃないかということで、2ヵ所をお聞きすることができました。ただ、私も心配するのは、震災復興、あと残り1年半となりました。そういう中で工事がおくれることで町民にとって害が及ぶんじゃないかということを私は懸念しています。

そういう形でいえば、今後このJVを組んで工事が進んでいるところが今後どんな形で工事が再開されるよう町では考えているのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それではお答えいたしますが、ルール上のお話になりますが、指名停止期間というのは、いわゆるその間は入札に参加できないというようなことですので、既に受注して仕事をなさっている部分については工事が停止するのではなくて、その間も通常の工事をちゃんとやってくださいよというような期間になりますので、例えば、受注しておつて、その間に指名停止になったとしても、入札には参加できませんが、工事はちゃんと進めさせていただくという、そういう責務はございますので、それについてはある意味担当課のほうでも指名停止の部分については聞いていると思いますので、仕事はちゃんとやってくださいねというような、そういう指導はちゃんとしていると、そういうふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番倉橋誠司君。質問件名、1、被災地に税務特区を。2、復興事業について。以上2

件について、一問一答方式による倉橋誠司君の登壇発言を許します。2番倉橋誠司君。

[2番 倉橋誠司君 登壇]

○2番（倉橋誠司君）おはようございます。2番倉橋誠司です。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告1番に従って一般質問を登壇より行わせていただきます。

では、まず1件目です。

質問の相手は町長、質問の内容は被災地に税務特区をでございます。

先月、渡辺復興大臣も当町に来ていただいたということで、私も非常に、来ていただいた、ご足労いただいたことをありがたく思っております。

東日本大震災から今月で8年半となります。復興期間の10年の節目まで、あと残すところ1年半ということになっておりますが、時間としましては、10年のうちの85%の時間が経過したということになろうかと思います。必ずしも比例するものではありませんが、復旧・復興、これが85%達成できたと言えるのかどうかです。やはりこの時点できちんと検証をしてみたいなというふうには思っております。

私事ですけれども、趣味で小型飛行機、いわゆるセスナで南三陸も含めて三陸沿岸上空をときどき飛んでおります。上空からこのあたり、三陸沿岸を見ますと、構造物もなく、緑化もされていない、いわゆるむき出しの土地が多く目につきます。被災地の復旧・復興、これはまだ決して10年で完結できるものではないというふうには思っております。長期にわたることになると我々も覚悟しないといけないというふうに考えております。

被災地の復興、私が考えるところでは、経済的な効果、これが不可欠で、優遇施策が今後必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。10月から消費税が8%から10%に増税されるわけですけれども、公明党の働きかけなんかもあって、食料品あるいはアルコールを除く飲料品は8%のまま据え置きされるということで、特例的にそういった飲食は増税対象にはなっていないということです。この軽減税率といわれているものですから、日本の消費税制度では初めての試みで、画期的なことだと思っています。

でも、何か報道によりますと、レジでの対応がまだ間に合わないとか、そういう課題もまだまだ残っているようですけれども、私以前住んでいましたヨーロッパなんかでは、軽減税率というのはかなり前から進められていました。ヨーロッパなんかでは経済的に不利であったり、戦略的に重要なところに対しては税務特区というのを設けて、活性化を促しているところが多々あります。被災地の復興、今後拍車をかけていくためには、被災地一帯で手を組

んで税務特区というものを形成して、飲食品だけじゃなくても全品目に軽減税率を適用して活性化を促す、そういうインセンティブをつくるということを国に求めてみてはどうかということで今回質問させていただきます。

以上で、登壇からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、倉橋議員の1件目のご質問、被災地に税務特区ということでお答えをさせていただきますが、ご案内のとおり、国では東日本大震災による被災地の復興を後押しするために、東日本大震災復興特別区域法を制定いたしました。復興特区における税制上の特例措置を設けまして、地方税については固定資産税の課税免除または不均一課税を可能としております。本町では、県や関係市町と共同で民間投資促進特区を設定し、さらに町独自で観光特区を設定するなど、制度を最大限に活用した優遇施策を講じてきましたところであります。

ご質問にあります軽減税率の導入につきましては、この10月から消費増税が開始され、低所得者対策として、今お話しのように、一部の品目に対し軽減税率が適用されるということになっております。一方で、消費増税分を財源に、新たに幼児教育の無償化などが開始されるところであります。このような中において、被災地だけが特区を設定し全品目に軽減税率を適用すること、いわゆる言いかえれば、消費税率を据え置くことは、消費増税の負担をせずに恩恵だけを享受するということになります。これに対する国民の理解は得られないものと考えるところであります。

さらに、消費税については地方消費税交付金として町に年間2億円以上のお金が交付をされております。復興財源が増税により確保されていることに鑑みれば、消費税率を据え置くことは、結果として被災地以外の方々が二重に負担することにもなりかねません。

このようなことから、消費増税の恩恵は全ての自治体が等しく享受するものであり、そのための財源確保については、公平な受益者負担の観点からも、被災地であれども一定の負担は必要であると考えておりますので、消費税率を据え置く税務特区の設定については現実的ではないと判断をいたします。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ありがとうございます。

現実的には難しいということですけれども、まず、ちょっと今答弁ございました復興特区、それから観光特区というところで質問させていただきたいんですが、復興特区として特例措

置がとられて、機械、装置であるとか建物、構築物なんかへの特別償却であるとか、税額控除とか、あるいは法人税の控除であるとか、何かそういった特例があったということで私もちょっと勉強はしました。私の勉強した範囲では、復興特区という制度運用は、平成28年3月で終わっているんじゃないかなと思うんですけれども、現在でもこの復興特区という制度は有効に利用されているんでしょうか。その辺をちょっと確認したく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興特区においての、いわゆる特別償却等の特例措置、これは平成31年か、30年で終わりだっけか、31年だな、31年で終了ということになっておりましたが、ご案内のとおり、大規模被災5市町会議というのがございます。気仙沼、南三陸、女川、石巻、東松島ということで、昨年の1月にこの延長を申し入れました。何とかこの状況で、これをもとに戻すということではなくて、現状の特例措置、これを継続していただきたいということで、5人の首長で国のほうに陳情に行きました。結果としてこの特例措置につきましては令和2年までこれを延長すると。しかもこれは津波被災地だけ限定ということでございますので、いわゆる被災を受けても津波の被害を受けない自治体においてはこれは適用ならないということでございますので、いずれいまだにまだ津波被災を受けた地域にとってはこういった措置が継続しているということでございますので、我々はある意味、国のほうからのそういった復興に関する手厚い支援というものは現在もいただいているというところでございまますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 令和2年まで延長ということなんですか、実績として、最近というか、この一、二年というか、特区制度を利用して優遇を実際に受けられている方々というのは南三陸町の中にいらっしゃるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大体数的には19社ぐらいがその恩恵を受けているということで、減免金額においては5,700万ぐらいということになりますので、多分事業主の方々にとっては大変優遇が本当に助かっている状況になると私は認識をしております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） わかりました。

では、先ほど税務特区は難しいということでしたけれども、私がそれなりに勉強して調べたところでは、内閣府の地方創生推進事務局というところが資料を発行しています、国家戦

略特別区域法の目的は、経済、社会の構造改革を重点的に推進するということで、よく耳にするのが清酒特区とかです。お酒をつくったり、地ビールをつくったり、そういったところで利用されていて、これはインバウンドの人たちにも評判はいいようなんですかけれども、沖縄、私ちょっと注目したんですけども、沖縄は観光リゾート産業の振興が促進地域ということで形成されていまして、沖縄観光ブランドというような呼び方もしているようですけれども、そういったブランド化を打ち上げてから沖縄県だけで年間300万人の外国人が今来ているということです。東北6県で今言われているのが、2020年東京オリンピックの年に東北6県で150万人の外国人を目指そうとしているわけですけれども、沖縄は1県だけで300万人ということで、かなり大成功しているというふうに捉えております。2倍なわけです、東北6県の。石垣島とか宮古島の先島諸島のリゾートホテルなんかでは、何かアルバイトの時給が1,300円になっているとか、そういった状況になっているようです。この沖縄、観光特区以外にも情報通信特区であるとか、産業高度化事業促進地域であるとか、何かいろんな名称で特区を形成していまして、いろいろと所得の向上であるとか、課税免除であるとか、手数料軽減するとか、優遇制度策がいろいろつくられていると。

沖縄は、沖縄と北方対策担当大臣という、そういう担当大臣がいらっしゃって、国の政策として手厚い施策がされているというふうに思います。我々のこの被災地も復興大臣というポストが震災後つくられて8年半になっておるわけですけれども、やっぱり何かこの復興大臣というポストもつくられているぐらいで、復興庁も先日の報道では、来年度の予算の要求額がふえるというようなことで、やっぱり被災者に手厚い支援をという姿勢があらわれてきているようなんで、こういった流れをつかんで、今後の、10年後以降の復興というか、活性化につなげていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

こうやって沖縄あるいはそのほかの地方から学ぶことが多いと思うんですけども、その税務特区が無理だというんであれば、何か違った特区を創設することはできないものかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 倉橋議員、根本的なちょっと、何ていうのか、かみ合わないのは、その観光特区とかというそういう点と、それから税制度というのは、これは日本の税制度の根幹をなすものでございますので、そこに特区を持ち込むということについては非常にこれは困難だと思っております。したがいまして、今、昔もリゾート法なんかありまして、さまざまな特区みたいな制度があっていろいろな地域が取り組みましたが、そういった問題と税制度

の根幹の部分の議論を同列で論じるということについては、これは全く違うというふうに私は思っております。

なお、これから特区がどういうふうなことを考えているかということで、今突然ご質問でございますので、とりわけ今持ち合せているわけではございませんので、いろいろ今回ご質問いただいて、これが何かあれば我々としてもその辺については考えていきたいというふうに思っておりますが、そういうことでひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

午前中に引き続き、2番倉橋誠司君の一般質問を続けます。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 午前中の答弁によりますと、税務特区というのはもうかなり難しいというか、現実的に無理だということのようで、消費税が少ない分、やっぱり消費税交付金が同じように減るということで、プラス・マイナス・ゼロになるというような感じで受けとめましたが、話題づくりとしてはちょっとした効果はあろうかと思うんです。実際、消費税を、極端な話ですけれども、ゼロ%にしているところが、日本国内じゃないんですけども海外にございまして、ちょっとそういった一例を何かちょっとお示ししたいと思います。

イタリアの話出して、また申しわけないんですけども、イタリアにリビーニョという小さな町があります。ちょっと今写真出しましたけれども、イタリアからスイスの国境に近いところ、かなり山間部で僻地です。人口6,000人ぐらいの小さな町です。でもリゾート地ということなんですけれども、ただアクセスが物すごく悪いんです。イタリアというところは消費税が、イタリアでは付加価値税といいますけれども、22%が適用されています。10%じゃないんです、22%なんです。でもその22%をゼロ%にこのリビーニョという町ではしています。これは僻地ということでやっぱりちょっと経済の活性化というか、恩恵を与えるためにゼロ%になっているというところで、免税地域、消費税に関しては免税ということで運用されているところです。週末とか夏休み、私も何回か行ったことあるんですけども、非常に多くの方が行くところで、多くの人がその町で買い物をしたり、あるいは何も買わなくてもガソリンを満タンにして帰るとか、そういったお得感といいますか、有利な点が多々あるようで、僻地の小さな町ですけれども物すごくぎわうという効果が出ています。でも法

人税は一応課されているようです。ですから、タックスヘイブンという扱いにはならないというふうに聞いております。この場所、実は2026年ですが、冬季オリンピックがイタリアで実は行われます。前、荒川静香さんが金メダルをとりましたトリノオリンピックですけれども、2026年は今度はミラノオリンピックということで冬季オリンピックが開催されます。そのスキーの会場がこのリビエニョというところにも、スキーの競技が行われるということで選ばれているところです。

あと、歌津魚竜で関係のあるベザーノ町というところです。このすぐ近くに同じく免税となっている地域がありまして、カンピオーネというところになります。多分、歌津町時代に視察に行かれた方、何か訪問されたようなことで私聞きましたけれども、風光明媚なところで、ここもやっぱり週末とか多くの人が来るというようなことで、免税地域が設定されているところが海外にはあります。

あと中国なんかも、今、日本を抜いて世界第2位の経済大国ということになっていますけれども、中国も1980年代ごろから深圳なんかを中心に経済特区ということで、合計7カ所ぐらいですけれども経済特区がつくられて、日本企業も初め、世界からいろんな企業が進出して、いまや日本を抜いて世界第2位になっているわけなんですけれども、さまざまな優遇政策を打ってきたということで、それなりに発展していったわけなんですけれども、最近米中の貿易摩擦なんかもありまして、日系企業なんかは中国離れがちょっと進んでいるようで、日本回帰の動きもあるようなんですが、これから日系企業も海外ばかりじゃなくて日本国内にも投資を向けるというようなケースがふえてくるというふうに思います。ですから、我々のほうも何かこう新たな何か優遇政策を出して企業を誘致する、そして雇用を生んで経済を回していくというようなことをやっぱりやらないといけないと思います。

ちょっと海外の事例なんか出させていただきましたけれども、今が本当にこれからチャンスになってくると思いますので、ぜひ、何か目玉となる経済政策を、南三陸町だから投資するというような経済政策を、あるいは優遇策を出してほしいなというふうに思うんですけれども、そういう視点で何か現在進行していること、あるいは将来的にこんなことができるんじゃないかというような提案とか、もあるんであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 世界の事情等いろいろお聞かせをいただきましたが、ある意味ここは日本でございますので、日本の税制度の中で我々は地方自治運営をしていかなければいけないという使命がございますので、その視点に立ってお話をさせていただきますし、あわせて、

どうしても震災ということでの視点の中でのいわゆる特区というお話をさせてございますが、東日本大震災のみならず、その後も熊本地震、あるいは鳥取地震、それから九州の大雨豪雨、それから真備町の豪雨、さまざまな自然災害が起きてございます。したがいまして、被災者になった方々の意識というのは全て同じです。この地域だけが特別ということでは決してございません。被災を受けた方々の思いというのは全員同じでございます。したがいまして、そういった方々に全てに今、倉橋議員がおっしゃるような優遇策といいますか、あるかと今問われれば、私は残念ながらないと言わざるを得ないと思います。

企業誘致というお話もさせてございますが、多分、篤とご承知でお話ししていると思いますが、今企業誘致をするという段階になりますと、大変これまでもそうなんですが、労働者不足というのがこの地域の大きな課題として残ってございます。既存の経営者の方々が、製造業が特にそうですが、基本的に働き手がないということで、せっかく8分の7の制度を使って工場をつくって、機械を導入して、しかしながら、それを全て動かすということが人手不足のためになかなかできないという、この地域の現実も見なければいけないと私は思っております。ですから、ある意味経済を動かすということになると、簡単に言えば、企業誘致という話になりますが、反面、この地域には抱えている課題は一体何なんだということも踏まえて議論しなければいけない、私はそう思っております。

なお、私の答弁で不足の部分は企画課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 特に不足という部分ではないんですが、そもそも議員が特区、特区とおっしゃっています特区の位置づけ、考え方については、海外と日本との考え方もやはり取り組みの中身がちょっと違うんだと思います。日本の場合は、どちらかというと地域の包括的あるいは戦略的なオーダーメードに対してどのような支援をするかという部分だと思います。その支援の中で税の軽減とか、そういったものがついてくるのかなというふうに思いますので、税制面ということだけじゃなくて、そこの戦略的なチャレンジ、取り組みを町としてもいすれば考えていく時期はそう遠くないのかなというふうに思います。

ただ現在は、復興特区という位置づけの中で震災からの復興に今全力を傾けて取り組んでおります。復興特区は非常に幅広い優遇措置がございます。先ほど町長が答弁でいました固定資産税の減免とか、産業集積区域に対するそういう支援措置、そのほかにも、この復興特区の中身はこれまでも議論してきております。例えば、町の持ち出しがない事業への取り組み、これも特区法の中で位置づけられたものでございまして、数多く現在取り組

んでおりますので、今のところはまずはその復興特区の完了目指して、邁進して取り組んでいると。その後に、次のチャレンジの部分はチャレンジの部分として考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今回ちょっと議論がようやくかみ合ってきたかなという感じはいたします。ありがとうございます。

経済を回復というか成長させるというのは、アベノミクスの中でも注目されている取り組みの一つであるというふうに思っています。いろいろ人手不足の問題もあるでしょう。それは鶏が先か卵が先か、その辺の議論にもなってくるかもしれませんし、将来的にはやはり日本、少子化に向かうわけで、これからはハイテク関連であるとか、ベンチャー企業であるとか、研究開発、そういうクリエイティブな業種が今後は注目されるでしょうし、そういう企業や個人の方々に来ていただくような、地域おこし協力隊の方々もそういう流れの人たちだというふうに思っています。

今回、被災地に税務特区を形成してはというような、ちょっと最初は何を言い出すのかなと思われたかもしれませんけれども、こんな題目で投げかけさせていただきましたけれども、やっぱりこの南三陸町、まだまだ経済は潤っていないというふうに思いますし、これからはやっぱり成長を続けていかなければいけないということで、震災復興企画調整監として桑原さんも新たに来ていただいたわけですし、それと仙台の国税局の局長も新しい局長が着任されたということで、いろいろと新しい視点も出てくるかと思いますので、目新しい施策なんかができるとありがたいなということで期待をして、ちょっと1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、2件目、復興事業についてお伺いをします。

質問の相手は町長ということで、2カ月前ですけれども、7月2日、3日とそれぞれ新聞記事がありまして、町の復興事業は違法というような見出しで記事が掲載されました。訴訟内容については今後裁判所で審理されることになっていくんだろうと思います。議場で余りこういう話するべきものではないかと思っているんですけども、新聞記事でちょっと前に報道されましたので、ちょっと私やっぱり一般の方々から、あれどうなるの、こうなるの、どうなるんですかというようなちょっと質問なんかも私のほうに来ておりまして、関心がそれなりに町民の方々の中であるのかなというふうに捉えています。

この訴訟に対して、町のほうではどのように考えているのか、裁判に支障のない範囲でいい

かと思いますので、考えがあればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の復興事業についてお答えをさせていただきますが、今お話ありましたように、既に報道がなされております。5月13日付で本町を被告とする換地処分等無効確認等請求の訴えが仙台地方裁判所に対してなされております。報道にありますとおり、訴えの内容は、本町が行った換地処分の無効確認などを求めるものというふうになっております。

町の事務事業につきましては、これまでいずれも適法との認識のもとにとり行ってまいりますので、当該訴えにつきましても、そうした町の考えにより対応してまいりたいと思っております。

現在係争中の事案ですので、当然、双方の主張は裁判の場で示すべきものでありますのでご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） その新聞記事の中に書かれているところで、記事には、八幡川西側の地区の区画整理からの除外は著しく不当であり、西側と東側の復興まちづくりに格差を生み、財産権を侵害する復興事業の進め方は到底許されないと書かれています。町長側は、訴状を精査の上必要な対応をしたいということで談話を出されたようですがれども、これが2カ月前です。その2カ月の後で何か進捗はあったでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現在のところ、双方での意見の食い違いって当然ございまして、そういういたところでのお話になるわけですけれども、そもそもその訴えとして認められるのかどうかというところの、いわゆる弁護士を入れての話し合いという、1回目の口頭弁論まで行われているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） それと、同じく新聞記事の中に書かれていますが、町によると区画整理事業は2013年11月に都市再生機構に委託して始まった。かさ上げした土地に産業・観光・商業のエリアを整備する目的で、ことし2月までに民有地を237区画の引き渡しを終えた。2018年9月にあった換地計画の縦覧で反対意見は出なかった。西側の事業用地などの地権者に対し、東側の区画整理事業の土地を交換する支援策を講じていると記事に書かれています。

手厚い施策をしたと、問題がないような内容なんですがれども、特に意思の疎通であるとか、

トラブルというのは本当になかったのかどうか、一応念のため確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 前段でお断りしておきますが、町長の答弁ございましたとおり、詳細のやりとりについては法廷でということになっております。

町としては、いずれ双方といいますか、いわゆる新聞上で訴えている一方の、一方的な考え方にはどうこうということは、この場でお答えすることはできません。ただ、いずれ申し上げておきたいのは、法に沿って、必要な措置をしっかり講じて適法に業務が行われたという認識でいるということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） わかりました。

新聞記事からちょっと関係ないところでお聞きしたいんですけども、復興事業の全般的なところでお聞きしたいと思っているんですが、震災祈念公園、今工事が進んでおりますけれども、これまで議会のほうで私も聞いたところでは、24ヘクタールでは大き過ぎるので復興庁からの同意が得られなかったということで、祈念公園は6.3ヘクタールに縮小になったという理解でありますけれども、やっぱりちょっとその後調べてみたところ、平成25年1月に志津川まちづくり協議会の第3回公園部会というのが開催されていまして、その資料を見ますと、有識者の方々で構成される南三陸町震災復興計画策定会議というのが行われていまして、タブの森であるとか、森の防潮堤といった形で森林を整備して自然的土地利用、いろいろとものを全部じゃなくて自然を利用して、自然を使った公園をつくるという何かアイデアがあったと理解しています。森林環境の再生を第一義としているように思いまして、こういった場合、そんなに費用もかからず、維持管理費であるとか、余りあとは作業の日数もそんなにかからないんで、24ヘクタールのまま、6.3ヘクタールに縮小せずに24ヘクタールのまま祈念公園がつくれたんじゃないかなというふうに思うんですけども、何か計画がどこかでころころ変わったのかなというふうに思うんですが、そのあたりの経緯、わかるようでしたらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 公園の整備手法の中で、確かに復興計画策定会議というものを設置しておりますとある有識者からは緑の防潮堤等でという案も確かに出了しました。ただその当時、一方で、防災担当の大学の先生は、それで命が守られるのかといったような反論もな

されておりました。結論的には、その緑の防潮堤がタブの木とかそういったのをあしらった上で、それが命を守る防潮堤になるかどうかという数値的な根拠は特に示されてはいなかつたということで、結果的には、今のような国の中防災会議で示された粘り強い防潮堤ということで、現在のようなタイプがどこの自治体でも使われているという状況でございます。

一方で、24ヘクタール、公園と残すという区域として自然的土地利用を経費をかけないでというお話も議員のほうからございましたけれども、確かに自然的土地利用にもいろんなやり方があると思います。お金をかけないで野放しにしておくのも自然的土地利用、あるいは雨が降ったときの排水処理、そういったのを施した上での自然的土地利用、いずれにしても一定の整備費というものはかかります。そこが、どこが、どのぐらいがいいのかと、国の支援もいただきつつ、やれる範囲というものも狭めながらトータル的に検討したのが現在の形であるということでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 八幡川の西側、今公園つくっているところですけれども、推進地域に指定した後に、ある私のところに届いている声では、区画整理事業について説明が全くなかつたと。あつたけれどもその人が聞いていないのかもしれませんけれども、全く説明がなかつたと。区画整理をしないということを町のほうで決めたと思うということなんですけれども、その辺の事実関係はどうなんでしょうか。どのように捉えていらっしゃるのか。もし町のほうで区画整理をしないということを決定したんであれば、その理由は何なのか。たしか区画整理に入れると復興がおくれるというような答弁、以前いただいたかもしませんけれども、その辺ちょっともう一度確認も兼ねてお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 被災市街地復興推進地域に指定をした後、今の倉橋先生のお話ですと、八幡川の西側で区画整理をやめたみたいなニュアンスに私受け取ったわけでございますが、被災市街地復興推進地域に指定した中で八幡川の東側については区画整理事業を計画をしています。西側につきましては、前段、先生質問されていましたけれども、23ヘクタールの祈念公園を計画をしておりましたということでございます。全く説明が町のほうでしていないと、その方、議員にお話しされた方はしているようでございますけれども、町としては、一定のご説明、説明会はさせていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） かなり前の話なので、それぞれ記憶が薄れている部分もあるかと思いますけれども、結局は、結果としては区画整理はしなかったと、していないということでいいんでしょうか。用地買収方式で進めたということでおろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問いただいている部分が、かなり今回の町に対して、何でいいますか、訴えている方のお考えに相当触れている部分なんです。それに逐一お答えしていくと、当初申し上げました部分で、いわゆる法廷において公平に司法が判断をするという途中経過に触れてしましますので、ここは、何でいいますか、お答えできなくて答えないということではなくて、この後に影響を及ぼすおそれがあるということですので、その点ご了承をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 町の、我々の答弁の考え方、何でという部分につきましては、総務課長が申しした部分に入っていくのかなと思います。ただ、今のご質問でござりますと、皆さん既に周知の事実については答弁は別に、私この質問、その点についてではないと。区画整理事業を八幡川の西側で実施しているのかということについては、実施しておりません。
以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと裁判に影響するようなところ触れちゃったかもしれません。済みません。

ではちょっと質問を変えて、もう一点だけちょっとお伺いしたいんですけども、これもまあもしちょっと支障があるんであれば答弁控えていただいていいと思うんですが、平成27年の8月と12月に土地交換に向けた説明会というのが行われていて、西側の人たちから不公平感が強く示されて、何かちょっと紛糾したようなことを聞いているんですけども、その際に、副町長が復興庁に区画整理を何度もお願いしたんだけれども認めてもらえなかつたと。ですから、土地交換でお願いしたいというような趣旨の説明があったということを聞いているんですが、それはどうでしょう。もし答えられなかつたら答えないで結構なんですがれども。答えられる範囲でお願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 大分記憶をさかのばらなければならないんですが、確かに西側の皆さんに対しましては2回ほど説明会を実施いたしております。ただ、出席されている方の一部

の方で、やはり納得がいかないというようなことで、なかなか会議が閉められないような状況になりましたので、説明の仕方としては多分、今、倉橋議員が言ったとおりだと思います。一部の方については、それは納得いかないというような方がいらっしゃいまして、その際の説明として、区画整理事業については復興庁ともいろいろ協議をしたんですが、認められず、そこは復興祈念公園にしますよと。ですから、何とかご理解をいただきたいというようなことで再三再四同じ説明をさせていただきました。ただ、先ほど言いましたが、繰り返しになりますが、一部の方についてはそれは納得がいかないというようなことでしたので、それについては個別に対応させていただくというようなことで、担当課も含めて、その方々については個別に何度も説得をして、最終的には今の形に落ちついたというふうに私は考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 今の副町長の話の中で、復興庁と何度かお願いを、交渉といいますか、お願いをされているという、けれども認めてもらえなかつたということですけれども、これは何か南三陸町としての計画書であるとか、何かを、資料を持っていて、どうなんでしょう、何回ぐらい折衝されたのか、回数なんかも、もし記憶があるようでしたらお願いしく思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 資料とか回数とかいう部分でございますが、今手持ちの資料がございません。ただ、副町長が申したのは、私も同席はしておりました、その説明会です。なかなか閉じられなかつたというのもそのとおりでございます。町として、復興庁と八幡川の右岸側の整備について、手法も含めてやりとりをしたというのは事実でございます。ただ、突然のご質問でございますので、資料等は今手元にございませんので、具体的な答弁についてはいたしかねます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ありがとうございます。

この8年半、本当にいろいろ現場ももちろんですけれども、南三陸町あるいは工事にかかわる方たち、皆さん大変だったと思います。想定外の問題もいろいろと出てきたことかと想像いたします。いろいろトラブルなんかもあったかもしれませんけれども、住民の方々もそれなりに不安を抱えた方、実際には転出された方々もいらっしゃったかもしれませんけれども、

この、やっぱり東日本大震災という大災害、これに伴う苦難をようやく乗り越えて、これから10年目に向かっていくということで、我々やっぱり一致団結して頑張っていかないといけないと思います。

日本国憲法第29条、これに財産権というのが示されていまして、財産権はこれを侵してはならないと、基本的なことで、日本の国民、それから国民の財産、これを守るのが我々の任務であるということありますので、その憲法に基づいて、これからまた仕事のほうにも頑張っていただきたいというふうに思います。

南三陸をよりよくするためには、やっぱり町民の方々のモチベーションを高めることが必要だということを私も常々思っています。やる気といいますか、楽しんでもらうとか、そういった気持ちを町民の方々に持っていただけるように向かえればいいのかなということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） 以上で、倉橋誠司君の一般質問を終わります。

次に、通告2番千葉伸孝君。質問件名、1、職員の不祥事の連鎖と被災用地の問題点の町の対応と対策は。以上1件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。

4番千葉伸孝君。

〔4番 千葉伸孝君 登壇〕

○4番（千葉伸孝君） 4番は議長の許可を得ましたので、壇上より町長に質問したいと思います。

質問事項は、職員の不祥事の連鎖と被災用地の問題点の町の対策と対応はということです。

そして、要旨については1件目、職員の不祥事の連續発生の検証は。

2番目に、顧問弁護士の必要性は。

3番目に、町への提訴の対応はということです。

そして、私の今回の質問に関しては、町長、町の不祥事が2年、3年置きに発生しているのはどういった原因なのか。そしてまた、今回の職員2人の事案というのは、果たしてメディアに報道すべき事案だったのか。この辺を町長に再度お聞きしたいと思います。

あとは弁護士の必要性なんですが、被災自治体においては土地の相続、そして復興事業による土地の問題、それに関しての弁護士活用はわかるのですが、我が町においては、いろいろなこういった職員、そして事業者からのこういった問題でもって弁護士を活用することが、逆にほかの自治体にはない部分でもってこういった事案が起こっているのかなと思いますので、この辺をお聞きしたいと思います。

あと、今現在、当該事業者より提訴されている問題に関しては、これまでも幾度となく請願、そして町への要望、そういう形で問題がずっと続いているというような私の意識の中にあります。こういった問題に関しても、あと残り復興まで2年ということで、早期に解決する必要性は私は感じています。そういう意味合いからも、町長の取り組みについてお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、議員ご質問の1点目のご質問にお答えをさせていただきますが、職員の不祥事の発生とその検証ということですが、ご指摘のとおり、平成29年度から今年度まで複数の不適正な事務処理が発生し、町民の皆様を初め、多くの方々に対し多大なご心配、ご迷惑をおかけしました。その都度、管理監督者を含む処分等はもとより、綱紀粛正や再発防止に向けた対応を図りながらも、引き続き、複数の年度において不適正な事案が発生した事実を踏まえ、これまで各所属が取り扱う事務事業の全てについて隨時その適法性等の点検を求めるとともに、文書事務の厳格化や定期的な課内会議の開催、全ての事務職員を対象とした階層別研修を取り入れるなど、職員個々の資質の向上や職員・組織間の連携強化、法令遵守を第一義とする組織体制の確立に向け、継続し、必要な対応を図っているところであります。

そうした中において、いわゆる若手職員主体により、自己のスキルアップを目的とした研修が自主的に開催されるなどもしております、不適正事案の再発防止はもとより、公務員倫理といった観点においても一定の効果があらわれているものと考えております。

次に、ご質問の2点目、顧問弁護士の必要性についてお答えをいたしますが、ご承知のとおり、法律問題に関し、持続的な相談等を可能とすべく企業・団体を初め、官公庁においても特定の弁護士とにおいて顧問契約を結んでおります。本町においても、仙台市に所在する弁護士事務所所属弁護士と顧問契約を締結しております、法解釈や個別の事案に関する適切な対応のあり方等に関し、隨時相談の上、助言を受けるなどし、法律問題に対応しているところであります。

顧問契約は、行政としての事務執行に限らず、町民皆様の権利利益の保護にもつながるものであります、今後においても顧問弁護士との連携を密に、適切かつ円滑な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

続いて、ご質問の3点目、町への提訴の対応についてであります、さきの倉橋議員のご質問にお答えしたとおりであります。町の事務事業につきましては、いずれも適法との認識の

もととり行っていますので、当該訴えにつきましても、そういう考え方により対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 若い職員の指導、その辺は町のほうでも重々行っているとは思いますが、しかしながら、2年、3年置きに新たな事案が発生している。これは行政の体質に私は問題があるのではないかと考えています。そういった中で、今回の2人の処分が終わっている中で、職員への再度の追求ではなく、課長を初め、上司に対応が欠けている部分があったということで、そのための今回の質問をいたします。

そして、この問題については、6月定例会の最終日に議会事務局のほうから、あす、あさつてに新聞に載るので、最終日に議員控室のほうでこんな問題が発生しましたという説明がありましたか、なぜこの時期になったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ここ近年といいますか、震災後においての職員の事務の上でのさまざまな問題を引き起こしてしまっている部分につきましては、率直に、組織、人事を預かる立場としておわびを申し上げたいと思います。

ご質問の、ここ最近にありました若手職員の事務のミスについて、先般、6月の定例会の後半において議員さん方にもお話をさせていただきました。それはタイミング的に新聞での公表、それ以前に、その直前に人事上の懲戒処分について決定がなされたということからのタイミングになったわけですけれども、時期をはかけてそうしたわけではなくて、実際に問題の分析といいますか、実態把握から、それからその対処方法などについてきちんと全容を把握した上で審査を行いまして、懲戒審査委員会の決定に基づいて公表をさせていただいたということです。

なお、先ほど、最初のご質問にちょっとありましたけれども、その、何ていいますか、取り扱いにつきましては、いわゆる懲戒処分に値した場合においては、新聞等に公表するという取り扱いはこれまでずっとそのような取り扱いできておりましたので、同じレベルで取り扱うのが適正だろうという判断でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 懲戒処分に値するということで、そういった事案の場合は報道に伝えるというような、今総務課長の内容だったと思うんですが、今回の男性の不正な事務処理に関しては、新聞報道を読むと2016年から2018年、この3年間の中で行われた不正な行為という

ことですが、この3年間の中でどういった3年間、2016年で発生して2018年、これっていうのは、2016年のうちに気がつかなかつたのか。その時点で町の上司、あと同僚なりがこの辺を把握して対応できなかつたのか。何で3年にも及ぶこういった事案に対して今なのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今回のその職員に係る部分につきましては、自分が担当していた期間に取り扱ったさまざまな事務系の書類がございまして、それらが本来であればきちんとその都度その都度の処理がなされていくべき、ないしは、不要なものであれば処分の処理をするなどのものもあったのかもしれません、いずれそれらが管理という部分で不適切で、箱に入れて処理をしない状態でしまっていった。いわゆる適切な処理をしていなかった。それによって、その書類に係るさまざまな事務がされない。そのことによって行政の信用失墜につながっていくというようなことで、長期間であった部分については、議員おっしゃるとおり、本来であれば、その都度きちんと処理すればわかつたことですけれども、それを箱詰めしてしまっていたということで、気づくことができなかつたというものです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それと、今総務課長の説明ですと、基本的には課の中で、やっぱり若手の職員のなかなかまだ仕事になれていない部分があったときに、上司、課長がその辺を管理して、どうなっているんだというような形を聞くことによって、こういった問題発生は食いとめられたと私は思います。今の総務課長の話ですと、段ボールに入れてあったからとか、その職員が自分で間違いなく処理したからとかって、処理していたつもりだと思っていただけのことであって、基本的には隠したというような現実が私はあると思うんです。その辺が言いわけでしかなくて、やっぱり担当課、その2016年と2018年までの担当課長、その辺の責任って私は重いと思います。

その辺を考えた場合に、今回の問題はこの職員だけが、名前は出なくとも報道に載るという、やっぱり自分、家族にとってはもう大変なつらいことだったと私は思います。そういったことを考えたときに、その課の中でうまく小っちゃい問題として処分してくれれば、処分してあげればこういった問題は私はならないと思っています。そういった観点から今回質問させて、行政の各担当課の若手職員に対する管理が行き届いていなかつたと、私はそんなふうに思って、今回この職員たちの責任は私は薄いものだと思っています。

この職員に関しては、災害公営住宅の自動販売機の事務手続を怠ったというような形のこと

ですが、この自動販売機の事務手続、こういったことに関しても、業者が来てこういった手続をやりましたって上司に報告として上げるべきものだと、この辺でも私はもう疑問に思います。この自動販売機の申請によって町のほうに財産として自動販売機の売り上げ、自動販売機で販売したジュースとかの売り上げが入るわけなんです。これは財産しっかり処理していなかつたならば、やっぱりまた不祥事としてこの辺は出ると思います。

あともう一つが、町の財産の貸し付け業務。この貸し付け業務こそお金が絡んでいることなので、この辺を何で毎月にチェックして、こういった貸し付けを行ったという、その証拠が管財課に私はあると思うんです。それを確認するの怠った。こういったことでの問題だと思うので、課長を初め、その係長も責任は私は重大だと思いますが、この処分を見ると、私は軽いと思います。懲戒処分、懲戒処分。課長とこの2人なんですが、やっぱり課長にもこういった責任が及ばないためにも、常日ごろの若手の職員の管理というのは私は必要だと思いますが、その辺を怠ったとは思いませんか、町長。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 人事担当の総務課長のほうから常々各課長のほうにもこういった指示は飛ばしているところですが、残念ながらこういった不祥事が起きたということで、真摯に受けとめなければいけないというものですし、あわせて再発をしてはいけないということで、再三課長会議の中でもお話をさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みませんが、議員おっしゃっている、いわゆる職員に対して本来上げるべきものをとか、あるいはちゃんと報告をしなさいとか、そういった日常的なことはもう当然、繰り返し、繰り返しお話はしていてのことが起きているということでございます。なぜ起きるのかというところは、その都度の理由があるのかもしれません、総じて、私の立場から言わせれば、事務を処理することに自分の能力が追いつかず、間に合わない状況になってしまったものを意図的に箱に詰めて、本来あるべきでない場所にしまっておくということは、これ、隠したと言われてもどうしようもないことであって、それは上司として、どれほど日常的に言葉の上で指導管理しても、本人が意図的に隠したものだとすれば、これは上司としても見つけようがない状況もあるわけです。

したがいまして、今回詳しいところの事情はあくまで人事上の問題ですので、総務課としてあるいは人事係として詳細しっかり把握した上で懲戒審査委員会での判断をしておりますので、上辺とかあるいは想像でいかにも、どのような評価の仕方もいろいろできるかもしれません

ませんけれども、あくまで実態の詳しい正確なところは、我々の立場でしっかりと把握した上で適切に反省を求めるための処分を行っているということです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私はこの問題発生の原因ということを、なぜなのか、それを検証という形で執行部のほうには今問い合わせています。そして、2016年から2018年、2年になるか、3年になるか、その辺は期間だとは思いますが、そういった長期の中でこの問題が発覚しなかつたことが私は不思議でなりません。

総務課長は一概にこの問題発生の原因とか、あと対処の仕方とかって言いますけれども、私は行政も企業だと思っています。企業は社長がいて、専務がいて、その人たちが何か問題があつたらば、ここの書類ないんだけれども、ここどうなってんのやって聞くのは当然のことだと思いますが、今の総務課長の話だと、やっぱり役場特有の何かがそこにあるかなと、逆に勘ぐってしまいます。まあ守るとか。だからそれであってはいけなくて、守るべきことは若手の職員のそういったミスを防ぐことだと私は思いますが、いつも問題があるときにいろんな形で注意喚起を行って、教育指導もしていると。今回も新聞報道では、総務課長が職員教育をしていくんだと言いますけれども、問題が発生した後で出てくるのはそこだけで、また再発しているという現実は今この前にあるわけです。

だから、私の言いたいのは、やっぱり小っちゃい芽のうちにこういったミスは摘んでやれば大きなミスにはつながらないということを先ほどから述べているんですが、総務課長の答弁は、まるでこの問題に関しては役場、人事担当としてもそこまではなかなか管理できないような話ですけれども、企業がやっていることを行政ができないわけがないですよ、こんな優秀な職員いっぱいいるんですから。そして課長が怠ったところを総務課長、人事課長が見ることが私には当然だと思います。これは書類を隠したということで、この若い職員も悪いことなんですが、こういった事案に関しては早く発見して、早く摘んでいただきたい。

そして、もう一つの事案、これはふるさと納税の関係ですが、2018年って去年のことなんですが、この問題に関して、これが発覚した原因是、どこでこれが発覚したんですか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まずもって前段の部分ですが、若い職員に対して細かく指導をし、あるいは報告をするようにということにつきましては、再三再四職員のコミュニケーションの問題も含めて、注意するように口を酸っぱく申し上げておりますし、上司とされる人たち

もそこは本当に念を押してやっていると思っていますし、またその様子も確認しております。ですけれども、結果として、やっぱりこうやって問題が起き、議員からご指摘をいただければ、やはりそれでも十分ではなかったと言わざるを得ませんので、今後それらにつきましても、改めてまた鋭意若い職員の指導につきまして周知徹底したいとは思います。

それで、次の職員についてのご質問でございますが、この部分につきましては、年度の区切りにおいて処理すべき会計の締めを当然するわけですけれども、年度末といいますか、年度の区切りに当たっての事務処理を上司のほうで確認をした段階で疑問が出てきて、これはどういうことかということで確認したところ、不備が発生していたというようなことで発覚したものであります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ふるさと納税に関しては、どこの自治体も今積極的に税収確保のためにいろんな活動をされています。そして、ふるさと納税の権利から剥奪された事業所も多々ありますが、その金額というのは半端じやない金額で今問題になっています。しかしながら、ふるさと納税もなかなか難しい問題がありまして、多賀城でも80億かな、30億、まあ多額のふるさと納税をいただきまして、それでもって返礼品が電化製品から変わったということで、今回は一桁台の1億、2億に満たない額にふるさと納税の徴収がなりました。

しかしながら、南三陸町においては、ふるさと納税はある程度安定しているというのは、特別いろいろなふるさと納税の増額を見込む活動は私はしていないと思います。そういった中で、今のふるさと納税の額が私はあると思いますが、そして今回ワンストップ制度、これでもつて63件の方の、このふるさと納税をしたことによっての控除額に関して何か問題がなかったのか。そのふるさと納税で南三陸町のためにということで使ってくれた人たちに弊害はなかったのか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問のその事務の内容の部分にちょっと触れますけれども、ふるさと納税制度の中で、今回の問題になった事務処理のことですが、ふるさと納税制度の中で納税者の方が証明を、ふるさと納税しましたという証明を、受け取った自治体から送られるその証明で確定申告をするという方法が基本的なスタイルとしてあるんですけども、ワンストップ特例という処理がありまして、確定申告の手続を本人に煩わせずに、受け取った町とその本来納めるべきといいますか、在住地の役所のほうとの間で直接、この方はふるさと納税しましたという文書のやりとりをすることで納税者の手間が省ける制度がございま

す。この手続が正しくされていないということに気づいたものでありますて、ご本人にご迷惑をおかけするという事態になってしまった。その部分でご迷惑をおかけしたという部分でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） そうすると、このワンストップ特例制度、これに関しては、納税者が改めて書類をもらって、それを自分の自治体に持つていて控除されるんじゃなくて、南三陸町で納税した場合に、その南三陸町でその方の住んでいる納税先に連絡を取り合って、この方はふるさと納税でこうでしたというような形の内容だと思うんですけども、それっていうのは、基本的にそっちのほうに行かなかったということは、本人にこの件に関して納税分の金額が合わないとか、何かそういった形で本人に行ったんじゃないですか、逆に。これに関して控除される部分が何か請求で来たよというような形のことがあったということじゃないんですか。それでわかったということでもあるんじゃないですか。だから、その辺が私は懸念しています。納税をしてくれた人に迷惑かかると、その後で、南三陸町に納税しても何かこういった不備あるんだというのはマイナスだと思うんです、我が町にとっては。だから、こういったふるさと納税、まして税金、あと個人の税金の、自分の自治体に納めるよりも南三陸町を支援したいという部分のこういった納税に関しては、やっぱり適切に事務処理を行うことが当然であり、それを上司がしっかりと管理する。毎月々でも管理する。その部分っていうのは私は必要だと思いますけれども、その辺でも上司の管理が欠けていたというような形に私は判断します。

あと、返礼品もおくれていたと。この辺に関しても、納税をして、さっぱり支援した自治体のふるさと納税の返礼品が来ないなというような、そういった現実も町のほうにあったのではないかと思うんですが、その辺の返礼品の地元業者への申請を怠ったというような形も新聞には載っていましたが、その辺で問題はあったのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 納税の方から申し出があって気づいたのではなくて、こちら内部の中で事務処理を確認をして、上司のほうで確認をして、そこで、あれ、これどうなんだというところから気づいたものです。

現実的には、納税いただいた方にそれ以上のご迷惑をかけない最良の方法をとることが、我が町のふるさと納税制度の信用を維持する上で最も必要なことだろうということから、おくれさせながら返礼品も送らせていただき、それからご本人に対しても改めて、こういう事情

がございましたということでおわびをさせていただいて……（「返礼品はまた別で」の声あり）別……（「返礼品は別です」の声あり）送っていないの。（「ワンストップ処理は別」の声あり）ああそうなんだ。そうすると、返礼品は送っていない。（「返礼品は送っている」の声あり）ワンストップにできないの。（「ワンストップ特例の……税務当局の送付して」の声あり）返礼品は送っていないの。（「返礼品はその別」の声あり）

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

4番千葉伸孝君の一般質問を続けます。答弁から。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大変失礼いたしました。

先ほどの説明の中で、ワンストップ特例の対象者と返礼品の問題と一緒に説明してしまいましたが、対象者は一緒ではありませんでしたので、訂正させていただきます。

ワンストップ特例というのは、そもそも12月までの分の申告を前年度分としてまとめて処理をかけるんですけども、その処理において、ちゃんと適正にされていたかという確認。もっと手前に返礼品の取り扱いの部分がありまして、新年度になって1月、2月の分の発注がどうもおくれているような形跡があって、上司のほうで、どうなっているという確認の中で、返礼品がおくれた、それからワンストップ特例の処理ができていないと。これもちゃんとやったかという確認をしておりますが、本人の返事の中ではやったという返事が返ってきたんですけども、内容確認するとされていなかったというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 総務課長が人事担当としてこうやって答弁に立つわけなんですが、この大変さを見たときに、その担当課の課長の皆さん、やっぱりこういった問題のもとは担当課の中で処理するべき私は問題だと思っていまして、ここまで私は問題が大きくなる事案では私はないと思っています。そして今回こういった形で質問していくと、何か総務課長、人事課長にもう任せっきりの状況というのは、余り私はよくないと思っています。その担当課の課長が責任を持ってこういった問題にはできれば対処してほしいと。守られている身では、自分が問題起こったときに誰かが守ってくれると、そういう考え方では問題が再度私は発生するような気がします。今総務課長の答弁、いろいろ聞いていますと、私にはそんなふうに

感じました。

そして、今回の問題は、何回も言いますが、職員に大きな非はないと、それを管理する側に、幾ら虚偽の申請をしたとはいっても、それを管理する証拠品を出してもらうことでもってこれを解決できる事案だと私は思っています。だから、そういったことを考えれば、今後こういった不祥事は絶対起こらないと私は思います。ただ、これがまた起きたらば、本当に行政の体質だと私は思います。

この件に関して、私の考えは心配です、今後の懸念として。この2人の職員は、自分の事務問題を自戒の念の中で現在一生懸命働いているようです。町として若い職員の教育指導、そして心のケア、この辺は十分に配慮を尽くしていただきたいと思います。そして、その部署の同僚、課長が寄り添い、異動あったにしても寄り添い、見守る体制が欠かせないと思います。それによって多くの問題が解決されると私は思います。

町の不祥事が連続して発生していることは、南三陸町、そして議会としても恥すべきことを感じますが、まだ復興途上の南三陸町の職員の不祥事のメディア掲載は今後もあってはならないと私は思います。行政内で解決すべき問題と考えます。

町長に改めて聞きますが、今回の対応、処分、よかったですと感じますか。そして私が今説明した中で、質問して答えてもらった中で、最終的に戒告以上がメディアに報告する責任があるんだというような形の内容でしたが、その職員のほかにも、どうしても上司の管理不行き届きの中で起きたならば、それで差し引けば懲戒処分には私は当たらないと。そして懲戒処分に当たらなければメディアにも載らないし、家族にも嫌な思いもさせなくて済んだと私は思います。町長、今回の処分、妥当だったのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ご承知だと思いますが、懲戒には規定がございます。7段階に分かれていますが、今回の2つの事例につきましては、1回目は文書で注意です。したがって、今回は再犯ということになります。したがいまして、規定上、戒告ということに決定をしたということですので、今回の処分については妥当というふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の2人の職員は1回、2回目と不祥事があったということで戒告だと。わかりました。

しかしながら、メディアに掲載する、メディアに報告することだけは何とか町長の権限でもって、裁量で、何とかできると私は思っています。最終的に恥をかくのは私は町だと思って

いますので、そういったことからも町長にはそういった寛大な対応を、この問題に関してはお願いしたいと思います。

それでは、次、2問目に入ります。

先ほど町長の話聞きましたが、今回の弁護士に関しては、法律問題に専門家から助言を受け、そのほかにも適切な対応を法のもとにとると。そして持続可能な相談を受けると。こういった形がさっきの説明の中の3本だと私は思っています。私が一番顧問弁護士活用で心配している部分というのは、この顧問弁護士料、これが町の一般財源から支出しているのだと思うますが、顧問弁護料、1年間で幾らぐらいになりますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の質問については担当課長から答弁させますが、先ほどの公表の関係なんですが、これは地方自治体ほとんど同様でございまして、戒告以上は公表しなければならないというふうな、そういう通例ということになっておりますので、これは首長のいわゆる情状ということについては、なかなかこれは通らないということです。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 一般質問のご質問の内容をいただいたときに、恐らくその料金に係る部分のご質問が出るのではないかというふうに思いまして、先方の弁護士事務所のほうとも相談をさせて、確認をさせていただきました。

先方といたしましては、顧問料につきましては、町といわゆる弁護士事務所との間の信義則によって基づいて契約をしておりますと。双方の合意によって定められる料金である限り、議会などで仮に求められたとしても、それを公表されることについては望まないというようなご返事でした。やはり、その世界はさまざま事例、事案などによっての設定があるのだろうと思いますが、いずれそういったことからのご回答をいただいております。

そういったことで、直接金額については、数字については申し上げることできませんけれども、決して理不尽な金額などではなく、いわゆる社会通念上妥当な金額において契約をさせていただいているということでお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） じゃあ支出に関しては一般財源のほうから支出するということですか。（「はい」の声あり） わかりました。はいという答えがありましたので。

顧問料というのは、私も震災を受けて、土地問題とか相続問題でいろいろ弁護士さんとも話した折に、ある程度の弁護費用というのは、私もある程度把握しています。しかしながら、

町と弁護士事務所の中での協議を重ねた上での弁護士料というのは、なかなかこういった場で説明するものではないというような形の総務課長の説明でしたが、基本となる、私も会社を父親がやっていますが、顧問弁護士料は、税理士の顧問弁護士料、大体60万、年間です。そして、土地の相続もろもろに関しては1件当たり10万円から15万円です。そして弁護士費用ですが、相続の関係で、私も15人の法定相続人の調停のほうを今申し込んでいる中で、大体1人当たり10万、そして1件の事案で150万かかる予定です。別にこれは恥じることがなく、とりあえずやらなきゃいけない私は仕事と思っていますので、残された人間の、南三陸町での会社、自宅の震災復興ですので。

ただ、今総務課長が申した上で、その金額は言えないと。しかしながら、町民は個々に皆お金を払って税理士雇ったり、弁護士雇ったりしているというのが現実なんです。それが、町のほうでは話せない。これで町民が納得するとお思いでしょうか、総務課長。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町がと、町が言えないということではなく、双方での合意の上での契約に基づくものということで、先方からのご希望としてそういうことありますので。

ただ、全く、何ていいますか、検討がつかないということにもなると思いまして、考えたのですけれども、ちなみに今回の議会の中で決算報告をさせていただきます。その中の資料には、町で契約している顧問弁護等の費用として含めて250万ほどの支払いをしてございます。これは顧問料とそれから個別の委託業務の含めた金額で、その金額になっているということですので、その範囲でご理解をいただければと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 決算にもう出てくるということで、総務課長が何とか説明してくれました。本当にありがとうございます。それがやっぱり町民は、ああ、やっぱり町でも相続関係で、いろんな個人の人たちの問題に対して町も取り組んでいて、それも町の顧問弁護士が相談に乗って、いろんな復興に向けての事務処理をしているんだと、そういった中身で、誰もこの、今総務課長が言った250万程度という、この辺の金額に対して、誰も町民は文句は言わないと思います。そして、顧問料のほかに件数に当たっての幾らというのも全部含めてこのくらいだったら、私は意外と安いのかなと、そのように感じました。だから、町でも顧問弁護士はもっと有効に使っていただきたいと思います。

今回の顧問弁護士の必要性について町長に答弁を求めましたが、やっぱり必要なのかなと。それは理解しました。しかしながら、この顧問弁護士の活用に関しては、自治体の弁護士は、

被災自治体の弁護士は、いろんな復興での問題をいっぱい重ねていると私も思います。そういった中での利用が私は主体だと思っています。町民、事業所の守る支援のための弁護士の活用は理解します。しかしながら、町長や町政の事業決定により、その上での顧問弁護士、南三陸町の顧問弁護士があつてはいけないと私は思っています。町民、そして事業所のために顧問弁護士の有効な活用をお願いして、2問目の質問を終わります。

それでは、3問目の質問に行きます。

ちょっと私も目のほうの白内障がちょっと再発したもので、この問題に関しては、祈念公園の問題に関しては、なかなかデリケートな問題で、私も文章にして持ってきたんですが、読み間違えるといけないと思いました。その辺は、先ほど庄内町の義援金も1,500万と言いましたが、読み間違えてしまいました。1,160万の義援金でした。済みません。この場でおわびします。

そして、3問目ですが、被災後に都市計画審議会がありました。震災直後だったと思います。私も議員の一員として総務常任委員会の審議委員になりました。その第1回目に町長も出席し、復興事業に協力をと挨拶があったことをいまだに覚えています。

そんなまちづくりの都市計画に絶対に個人的な思惑をしてはいけない。法にのっとり、町民や町で事業を続ける事業所に害を及ぼすことはないと私自身も微塵も感じませんでした。町の都市計画に当たって、それに私も賛成ということで、たしか3回ぐらいの審議会に出ましたが、その審議会の中でも審議委員長を前に、誰もまちづくり、都市計画に対して反対する人はなかったようなことだと私は今でも記憶しています。そういう中で、今現在まちづくりが9年目を迎えています。復興の終盤に大きな問題として新聞をにぎわせることなど少しも感じませんでした。相互の話し合いで問題の拡大を早急に解決するのも行政の首長の役目と私は思いますが、いろいろなところから問題に対して早急な解決法、その辺は町長、難しいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど倉橋議員にもお話ししましたように、町の事業については違法という事業者がいると。したがって、我々は適法でこれも事業を進めてきたということです。で、180度違う意見でございますので、基本的には法廷で争うということになろうかというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それでは、法廷のほうで争ってください。

都市計画の中で、兵庫県の派遣職員H氏が企画課に震災復興のためにかかわりました。阪神

淡路の復興の経験をされ、派遣職員として町の土地の整備手法や復興にどんなことをこの兵庫の派遣職員から町長は学びましたか。（「趣旨がわかんない」の声あり）

○議長（三浦清人君） 具体的にちょっと、内容がわからないので。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 派遣職員の方は、阪神淡路の復興に携わりました。そういったことから、企画のほうに配属になって、多分町長のほうとも町の復興をどうするかということは相互に話し合ったと思うんです。そして、その方からどういったことを町長は復興に関して学びましたか。（「その方ってどの方だかわかんないって言ってんの」の声あり）

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） じゃあ前にも言いましたが、H氏は畠氏です。

○議長（三浦清人君） すぐわかるの。すぐわかるの。（「わかります」の声あり）町長。

○町長（佐藤 仁君） 兵庫県というよりも西宮市から派遣になっている畠君でございまして、大変彼は熱意あふれる、好感の持てる男でございまして、いろんなさまざまな分野において彼の知見を生かしてこれまで進めてきたということですが、ただ、直接的に何回か私が畠事務員とそんなにやりとりするということは、考えてみて、そうそうなかなかなかなかなかった。直接的な話というのは、ある意味どちらかといえば、全体の中での話し合いの中での彼の意見等もありますが、直接的に一対一でという話というのはなかなかそういうケースはないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 復興事業で震災直後に私も2年間、震災後、議員として町とのやりとりをやっていました。そのときに、役場の企画復興課かそういった課がありまして、その中で答弁に常に立たれたのが畠 文隆氏でした。だから、彼とも震災以後、そして現在もフェイスブックなどで私は見ていますが、彼は今は全国で自分の好きなことを今一生懸命頑張っています。そして南三陸町の応援団、もちろんその辺も入っていますし、あとは西宮、兵庫県西宮に行ったときも彼は必ず南三陸町のイベントがあると参加していると、フェイスブックにも書いていましたので、そういった意味合いでは、そのときの上司だったのが今の企画課長の及川課長だと思います。そういった企画課の復興についての会議の中で、何度も町長はやっぱり話し合っているんじゃないかなと思って今みたいな話を聞いたんですが、特別その職員からは震災復興の状況で制度的な面を指南されたことはないというような答弁だと思いましたので、それでわかりました。

そして、畠氏との議論を今でも思い出すのですが、河川堤防の件が私の中には記憶にあります

す。河川堤防ができて、川幅が狭くなつて、高い河川堤防ができた場合に、どこまで津波はさかのぼりますかということを質問したときに、町で計画した8.7メートルの、昔のさんさん商店街のあの辺まで津波は来るだらうと。それは違うんじやないかと。川幅が狭くなつて津波が押し寄せたら、内陸に行くほど増幅するんじやないかというような形の質問を何度かさせてもらいましたけれども、それに関しても畠氏は、そんなことはないと。国交省の津波発生時の河川堤防の計算なんかで、それはこの8.7メートルの河川、まあ海拔です、8.7メートルの場所でそれ以上は今回の百年、千年に一度という津波が起つても、それ以上は来ないと言つていきましたけれども、今回の3.11の津波では、熊田橋、入谷の入り口まで津波は流れました。だから、普通の、巨大津波でない限りはあの辺で終わるでしょうけれども、その辺を懸念して聞いた記憶があつて、畠氏からいろいろ私も教えていただきました。

あともう一つの問題は、新井田川の川の変更、この辺も畠氏に聞きました。以前の川の流れから新たな川の流れに変わったときに、それっていうのは自然の川の流れを考えた場合に、将来問題はないのかというような形を聞いたことがあります、それも問題ないと。これも国の政策の中で、強制化という國の國づくりの政策のもとに計算されたものだから間違いないというような話でしたが、本当にそうなのか私は疑問を持っています。その辺、企画課長、多分そのときの課長だったと思うので、その辺何か私の話で間違っているところありましたら答えてください。（「どう話もっていくものなのか」の声あり）

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 間違っていることがないかというのは、お二人で話しましたのかどうなのか、ちょっと私も記憶にないんですが、川幅が狭くなつたということはちょっと私は理解はできない。川幅は広くなつたと思います。そこは当時の河川の断面と今の河川の断面を見れば、川幅が狭くなつたというのはちょっと違つんではないかなというふうに思います。

あと、畠君と云々かんぬんというお話をございましたが、私の当時の部下の一人でもありますし、彼だけが私の部下ではございませんし、個別に私から彼の部分をどうのこうのという部分は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は今回の大震災を経験しまして、復興計画の中にいろいろ疑問を持っている一人です。最初の復興計画の中では、避難路を中心に整備をされましたか、いつのまにか1回目の上山に上る避難路、これが1回目、2回目か何かでなくなった経緯。そして今のが状況を見たときに、祈念公園から高校に逃げる避難路、それも通常の道路を使って避難路

にするという。どんどん何か計画が私は変わっているのではないかなと感じます。そういう中で、今回の大震災を体験して、その避難路の必要性、この辺は町長、どのように思いますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ひとつ理解をしていただきたいんですが、あの震災直後でがれきの中で、皆さんというか、お示ししたのは、ある意味言葉悪いですが、ポンチ絵みたいな状況です。

大体、避難路の今お話になりましたが、当時の町のあの地域の復興のまちづくりの姿というのは、市場から上山まで向かって一直線の避難路ができました。しかしながら、今現実問題として、今上山はもうあそこは避難場所ではございません。もう今あそこは避難場所ともう指定してございませんので、当時はまだまだあそこは高い場所にありましたので、そういうふた避難場所ということで一直線に避難路をつくりましたが、こうやって逐一町のかさ上げがあって、山を削って、こういうまちづくりをしていく上において、あのままの姿でまちづくりができるかといったらできないんです、現実問題として。そこは当然変わっていって当たり前な話です。当時の話を出して、変わっている、変わっているというのは、変わって当たり前と私は思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それでは、祈念公園がこのように縮小されたりとか、つくりが変わったりするというのも、これは当然のことと町長はお考えですね、今のような話を聞いたときに。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の件につきましては、これは法廷で争うという話になります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 法廷で頑張ってください。

それでは、この高野会館の件に関しても、いろいろ陳情とかいろんな要望が出されました、今回いろんな新聞報道、これに関しては前任者もやったので、この辺の質問は私は、町長が法廷で闘争するんだというような話なので、この部分は私は立ち入ろうというつもりはありません。

しかしながら、今現在、高野会館側というのは原野の中に包まれています。そういう中で、今後高野会館のあの土地、どんな方向で、時系列を含めてどんなふうに整備していくのか、その辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考え方だけお話をさせていただきますが、45号線から海沿いに関しましては、あそこにご案内のとおり、いわゆる自然観察の場所ということで設定をしてございますので、その場所に来た方々に必要な駐車場は整備をするという基本的な考え方はそこにございます。排水処理施設も当然行うということにしてございます。それ以外について、詳しくはあとは担当課長から答弁させたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 高野会館の周辺だけではなくて、祈念公園の北側も含めてといふことで現在計画をしているんですけども、いわゆる八幡川西側のエリアの祈念公園を除いた北側と南側の部分につきましては、今定例会に補正予算ということで八幡川西側の整備事業費ということで予算を計上させていただいております。じゃあどのようにという部分について、前段町長が申しましたが、今回まずもって予算をとるのは内水排除事業ということで、一定程度の宅地の整地及び、あとは通路及び緑化するための基盤の工事費でございます。加えて、国道45号線から高野会館のあるエリアに下っていく道路につきましても、今年度中に国の災害復旧事業を入れるという計画でございます。

加えて申せば、これは県が実施しておりますけれども、防潮堤の整備工事、これにつきましては県事業として既に発注済みでございまして、ことしの年初、まち協等にお示した形と防潮堤の位置が違うんじゃないか等々ございましたけれども、現在、県において水尻川の河口寄りのほうから工事を進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 水尻川沿いの防潮堤というような判断で私は聞きますが、高野会館という名前が余り出てこないので、高野会館は余り考えていないのかなというような町の考えに聞こえます。

そして、防潮堤の施工ミスでもって、その場所も何回か私も確認しに行ってみましたが、あの防潮堤に関しては、結構また時間が私はかかるのかなと思っているんですけども、今予算も別な排水とかその辺でとっているといいますが、何年ぐらい防潮堤、もう一回聞く、何年ぐらいかかるんですか、あと。水尻川沿いの防潮堤整備。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず前段なんですけれども、町は高野会館のあたり余り考えていないのかなというご質問でございましたけれども、当然、町が公共工事をやる際には、当

然工事エリアに隣接している私有地、民有地の方々に丁寧な、できる限り丁寧なご説明をした上で、かつ、お話を聞いた上で進めさせていただいておりますので、前段の部分につきましては、それは議員のご発言はちょっと違うのかなと。実際、これから今議会に上程させていただいている補正予算が仮に慎重審議の上で通った後においては、当然町として丁寧なご説明なりを何度もさせていただきたいというふうに考えておるというのが1点。

あと、本当に終わるのかと。いつ終わるんだと、防潮堤工事ということでございますが、私は申しましたが、これ県事業で実際やっております。ただ、県も町もそうなんですけれども、復興期間、32年度末というのは頭に当然に、32年度末が町の復興期間であって県の復興期間ではないというわけではございませんので、県においても32年度末を目指して、現在可能な限り加速する方法とかを検討しながら工事を進めているということで、導流堤のほうからやつておりますけれども、そっちで設計がかかるということであれば水尻川のほうからじゃあやろうということで、現在そういった工程調整とかしながら県も頑張っているというような状況かというふうに思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 法廷闘争というのは祈念公園の分の高野会館側から言われていて、この防潮堤に関しては法廷闘争はないと思うんです。

そういう中で、以前にも祈念公園の整備のときに、私、復興推進課長にも質問したんですが、当該事業所の用地が祈念公園の中にあると。これに関しては、強制的な収用はしないで何とか相談の上でやってくださいというような話を何度もしましたが、今、事業所側は審査委員会に、この土地が、私たちの土地が強制的に町のほうにというような話でもって今訴えている何か最中なんで、その辺も多分町長は答弁できないということだと思いますので、ただ、こういった問題をいつまでも長引かせている現実がある中で、その対処方法がいつまでたっても見えない。

そして町としては法律的にも法律にのっとってやっているので、この問題は周りからとやかく言われるようなことではなくて、あとは裁判ということなので、その土地に関しても強制収用の方向で私は動くかなと思いますが、これを質問してもまた答えてくれないので、とりあえずはそういうことをできればやめてほしい。その辺はいつまでたってもとりあえず問題解決にはつながらないし、その問題を抱えたままで震災復興の祈念公園ができる整備しても、ここってこういった問題があったところだよねというのがずっと語り継がれることとい

うのは、町にとって、行政にとって、私はマイナスだと思うんですが、その辺町長、裁判とは関係ないと思うので、この問題がずっと長引かされて語り継がれること、そしてその亡くなつた方への感謝の意味を込めた祈念公園とは言いつつも、基本的には亡くなられた方の追悼とみたまに感謝をすると、こういう場だと思いますので、そういった観点からも、そういう闘争がここで起こっているということに関して町長はどのように考えですか。しようがないということなんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の立場を明確にするということが第一点ですが、基本的に、我々の立場というのは、基本的には町民サイドに立って考えているということあります。千葉議員のお話を聞いておりますと、どうもまた違うサイドに立ったご意見というふうにどうしても受けとめざるを得ないんですが、我々はこの問題について、余り深入りしませんが、この問題については、基本的には私たちは不利益をこうむるのは町民だと思っております。行政ではありません。ですから、そういう観点で我々は適法でやってきたという話になりますので、そこはひとつ明確にお話をしておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） いつまでたってもホテル側の要望は聞き入れないし、聞き入れられないし、適法にやっているからということなんですが、町長、震災時思い出してください。ホテル側に町民が何人避難して、何ヵ月あそこで暮らしましたか。町の町民のために、私はホテル側に立っているつもりはありません。ただ、この問題に関して、お世話になったホテルとか、あと今ホテル事情がなかなか難しい中で、ホテルにしか泊まれないという人たちが中にあったときに、そのホテルの存在というのは私は重要だと思っています。ホテル側に立ったって私は何の利益も何もありませんから。この問題何も言わなかったら私もそれで済みますけれども、ただ、余りにもホテル側に対して理解がない行政の態度に対して、何かおかしいなという考え方から私は今回の質問をしているわけです。

だから、法廷闘争は法廷闘争で弁護士同士がぶつかって闘ってください。ただ、それには町民の税金、そのホテルで働いている従業員の税金が使われているんです。そういう職場も守ることを考えていけば、適法だからと言う前に、相互の助け合いの気持ちというんですか、私はホテル運営と行政の問題を考えたときに、まるで韓国と日本のように感じます。どこまで行っても着地点が見つからない。何とか町長これしてください。両方にとっていい結果に。なかなかこのままだと町の言い分ばかり通して、地元にある当該事業所のことは、

私は二の次で考えていないような気がしますので、円満な、波風立たない解決方法を町に求めて、私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時21分 延会